

生徒指導における連携に関する教員の意識(2)

—生徒間のトラブルにおける被害届の提出に対する意識—

○山岡あゆち¹・樫淵めぐみ²・堀内由樹子¹・猪股富美子^{#1}・八巻龍^{#2}・鈴木佳苗^{#2}

(¹お茶の水女子大学 ²筑波大学)

1. 問題と目的 一連研究(1)と同様に、本一連研究は中学校と高校で担任を持つ現職の教員を対象に、司法や外部機関との連携に関する意識調査を行う。本稿は、場面想定法を用い、被害届の提出という法的解決に対する教員の意識について検討し、単純集計を報告する。

2. 方法 対象者 一連研究(1)と同様である。**調査項目** 調査対象者の「クラスの生徒間でケンカが起き、生徒が怪我をした」という問題の指導において、被害生徒の保護者が「被害届を出す」と言った場面を想定してもらい、その時の考え(14項目:表1)にどれくらい当てはまるかを、5件法で尋ねた。

3. 結果と考察 結果について、「1:とてもよくあてはまる」と「2:ややあてはまる」を「あてはまる」、「4:あまりあてはまらない」と「5:まったくあてはまらない」を「あてはまらない」にまとめた結果を表1に示した。その結果、好き嫌いや合理的かどうかといった印象については半数に分かれた。また、加害者の更生の機会である、もしくは被害者の当然の権利である、といった回答や、今後被害届の提出という対応が増えることを

望むといった被害届に対する肯定的な回答があり、学校だけで対処するべきであることを否定する回答も多くみられた。中学と高校を比較すると、中学教員の方が、加害者に対する法的解決を望む傾向が強く見られた。一方で、当事者生徒の教育上望ましくない、周囲の生徒たちが動揺するといった否定的な回答も多く見られた。

本研究では、どちらともいえないという回答が多く、法的解決について教員にある種の葛藤があることが示唆された。その葛藤は、加害生徒にとって望ましくないという回答の一方で更生の機会であるという逆の回答が見られるなど、法的解決の短所と長所を巡って生じている可能性が考えられる。ただし、生徒間の問題を、学校だけで解決するべきではなく、被害届の提出といった外部機関との連携による解決を望んでいることが示唆され、その傾向は特に中学で強く見られた。加害者生徒や周囲の生徒に対する教育上の配慮を含め、今後、学校と外部機関の連携の態様について模索が望まれる。

註) 本研究は最先端・次世代研究開発支援プログラム「ネットいじめ研究の新展開—「行動する傍観者」を生み出すプログラム—」(代表:鈴木佳苗)の助成を受けている。

表1 学校種別「被害者の保護者の行動」に対する回答の割合(%)

	中学校(N=150)			高校(N=300)		
	あてはまる(1,2)	どちらともいえない(3)	あてはまらない(4,5)	あてはまる(1,2)	どちらともいえない(3)	あてはまらない(4,5)
1.この保護者は冷たい人だ	13.3	39.3	47.4	11.6	41.7	46.7
2.このような解決法は嫌いだ	30.0	39.3	30.6	31.0	38.0	31.0
3.当事者生徒の教育上望ましくない	23.4	40.7	36.0	28.7	41.3	30.0
4.周囲の生徒たちが動揺する	44.0	33.3	22.7	44.6	32.3	23.0
5.合理的な解決法だ	26.0	49.3	24.7	29.3	44.7	26.0
6.自分が保護者から信頼されていない気がする	26.7	42.7	30.7	28.6	40.3	31.0
7.責任から解放されて安堵する	6.7	36.0	57.4	5.0	39.7	55.4
8.自分も法的責任を追究されるのではと不安になる	18.7	32.7	48.7	19.0	33.7	47.3
9.自分の評価が下がるかもしれないと不安になる	12.6	30.7	56.6	10.7	32.7	56.7
10.被害生徒の当然の権利である	65.4	28.7	6.0	59.6	33.0	7.4
11.加害生徒にとって、更生の機会になるだろう	40.7	38.0	21.3	31.0	51.3	17.6
12.加害生徒にとって、社会的に不利益をもたらすだろう	29.3	46.0	24.7	39.7	48.0	12.4
13.このような対応が増えるといい	20.6	40.7	38.6	12.7	47.3	40.0
14.このような問題は、学校のみで解決すべきである	14.6	30.7	54.7	13.6	42.7	43.7